

市川市公文書公開審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第19条第10項の規定に基づき、市川市公文書公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及びその代理者)

第2条 審査会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、審査会を統理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。